

業務連携に関する協定書

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「甲」という。）と国立大学法人信州大学（以下「乙」という。）は、産学公連携活動の活性化及び高度専門技術者の育成における連携のため、以下のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は甲及び乙が互いに緊密な連携・協力を図り、中小企業振興に向けた技術支援や共同研究などを円滑に行うことにより、産学公連携活動の活性化及び高度専門技術者の育成において連携を図ることを目的とする。

（協力事業）

第2条 甲及び乙が行う連携・協力は、次の各号に掲げる内容とし、必要に応じて別途協議により条件等を定めるものとする。

- 一 産学公連携事業に係る情報の交換
- 二 共同研究等における相互協力
- 三 研究者の研究交流を含む人材交流
- 四 その他甲乙協議に基づく連携事業

（経費分担）

第3条 前条に規程する事項の実施において、甲及び乙それぞれに生じた経費等については、原則として各自が負担するものとする。ただし、甲乙の協議により別に定める場合は、この限りではない。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た秘密情報を価値ある財産として遵守し、予めお互いに相手方の同意を得ることなくして、第三者に開示又は漏えいしてはならない。また、必要に応じて秘密保持契約を締結するものとする。

2 前項の場合において、甲又は乙が相手方より情報の開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報又は既に公知となっている情報については、この限りではない。

3 前各項の規定は、本協定の期間が満了した後においても効力を有するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3カ月前までに甲乙いずれからも内容の変更及び解約の申し出がない場合は更に1年延長されるものとし、以後についても同様とする。

（協議）

第6条 この協定書に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。


本協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成28年3月10日

甲 東京都江東区青海二丁目4番10号

地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター

理事長

片岡正俊 

乙 長野県松本市旭三丁目2番1号

国立大学法人 信州大学

学長

濱田州博 

業務連携に関する協定書

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「甲」という。）と国立大学法人信州大学（以下「乙」という。）は、産学公連携活動の活性化及び高度専門技術者の育成における連携のため、以下のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は甲及び乙が互いに緊密な連携・協力を図り、中小企業振興に向けた技術支援や共同研究などを円滑に行うことにより、産学公連携活動の活性化及び高度専門技術者の育成において連携を図ることを目的とする。

（協力事業）

第2条 甲及び乙が行う連携・協力は、次の各号に掲げる内容とし、必要に応じて別途協議により条件等を定めるものとする。

- 一 産学公連携事業に係る情報の交換
- 二 共同研究等における相互協力
- 三 研究者の研究交流を含む人材交流
- 四 その他甲乙協議に基づく連携事業

（経費分担）

第3条 前条に規程する事項の実施において、甲及び乙それぞれに生じた経費等については、原則として各自が負担するものとする。ただし、甲乙の協議により別に定める場合は、この限りではない。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た秘密情報を価値ある財産として遵守し、予めお互いに相手方の同意を得ることなくして、第三者に開示又は漏えいしてはならない。また、必要に応じて秘密保持契約を締結するものとする。

2 前項の場合において、甲又は乙が相手方より情報の開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報又は既に公知となっている情報については、この限りではない。

3 前各項の規定は、本協定の期間が満了した後においても効力を有するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3カ月前までに甲乙いずれからも内容の変更及び解約の申し出がない場合は更に1年延長されるものとし、以後についても同様とする。

（協議）

第6条 この協定書に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成28年3月10日

甲 東京都江東区青海二丁目4番10号

地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター

理事長

片岡正俊



乙 長野県松本市旭三丁目2番1号

国立大学法人 信州大学

学長

濱田州博

